

公取協発第2184号  
平成25年11月8日

公取協加盟団体事務局 経由  
会員事業者 各位  
個別会員事業者 各位

医療機器業公正取引協議会  
常任運営委員会  
委員長 青木 由雄  
(協議会印略)

規約インストラクター資格更新制度の導入・実施について（通知）

会員事業者におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協議会は、「規約インストラクター認定者（以下「認定者」といいます。）に係る資格更新制度（以下「制度」といいます。）」の設計について、昨年9月以降、企画・広報委員会の下に規約インストラクター制度見直しWGを設置し、鋭意、検討を行ってきました。

同制度は、規約インストラクターに関する要綱に基づく認定者が事業者内における公正競争規約（以下「規約」といいます。）等の遵守の中核となるために、認定者の規約及び運用基準等に係る知識水準の維持・向上等を図るための制度であって、併せて、認定者の管理方法等の改善を図ることを目的とするものです。

当協議会は、企画・広報委員会から提案のあった同制度について審議・検討した結果、別添のとおり、規約インストラクターに関する要綱を変更（下線が変更部分）するとともに、規約インストラクター資格更新規則を策定し、平成26年4月1日から同制度を実施することとしましたので、その旨を通知します。

つきましては、同制度の実施に伴い、認定者の管理等のために認定カードシステムを採用し、認定カードを発行することとします。

同カードの発行に当たっては、誠に恐縮ですが、発行に係る経費の実費分（1,000円程度）のご負担をお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

以上

## 規約インストラクターに関する要綱

「常任運営委員会規程」第8条の規定に基づき、医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）に係るインストラクター（以下「規約インストラクター」という。）に関する要綱を次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この要綱は、規約インストラクターを認定し、もって、会員事業者に対する規約、施行規則及び運用基準（これらを総称して、以下「規約等」という。）の周知徹底を図り、正常な商慣習を構築することを目的とする。

### （定義）

第2条 規約インストラクターとは、会員事業者の役員又は従業員であって、第6条に定める所定の研修を修了し、医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）から認定された者（以下「認定者」という。）をいう。

### （規約インストラクター養成研修の実施）

第3条 公正取引協議会は、規約インストラクターを養成するための研修（以下「規約インストラクター養成研修」という。）を、適宜、開催するものとする。

2 公正取引協議会支部は、企画・広報委員会が承認した場合には、規約インストラクター養成研修を開催することができる。

### （規約インストラクターに対する情報等の提供）

第4条 公正取引協議会は、規約インストラクターに対して、規約等に係る最新の情報等の提供に努めるものとする。

### （規約インストラクターの責務と会員事業者の役割）

第5条 規約インストラクターは、規約等に関して、周知徹底を図るとともに、常に最新の知識と情報を修得しなければならない。

2 会員事業者は、その企業内における規約等の周知活動の一環として、規約インストラクターの養成に努め、その責務を遂行するための環境を整えるものとする。

### （規約インストラクター養成研修の内容）

第6条 規約インストラクター養成研修は、規約等の普及に関して必要な知識の付与を目的とし、その実施項目は、別途定める。

(規約インストラクターの資格)

第7条 規約インストラクターの資格は、認定者個人に帰属するものとし、規約に参加する会員事業者に在籍中は有効とする。ただし、公正取引協議会は、認定後5年間を経過した者について、その見直しを行い、資格更新を行う。

2 資格更新に関する具体的な方法については、別途定める。

(認定カードの発行等)

第8条 公正取引協議会は、認定者に対して、認定カードを発行する。ただし、希望者には、認定証明書を有償にて発行するものとする。

2 認定カードの様式その他の細目は別途定める。

(規約インストラクターの個人情報の保護)

第9条 規約インストラクターの個人情報の保護に係る細目は別途定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

第2条 この要綱実施以前に、既に規約インストラクターとして認定された者は、この要綱の規程によって認定されたものとみなす。

附 則 この要綱の変更は、平成26年4月1日から実施する。

## 規約インストラクター資格更新規則

規約インストラクターに関する要綱第7条第2項に基づき、規約インストラクター認定者（以下「認定者」という。）についての資格更新に関する規則（以下「規則」という。）を次のとおり定める。

### （定義）

- 第1条 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- 2 この規則において「認定日」とは、公正取引協議会が、認定者として認定した日をいう。
- 3 この規則において「資格有効期間」とは、認定日から認定日の属する年度の3月31日までの期間及び翌年度以降の5年間の期間をいう。
- ただし、この規則実施以前に認定者になった者の資格有効期間は、平成26年度以降の5年間の期間をいう。

### （ポイント取得による資格更新等）

- 第2条 資格更新は、資格有効期間満了日の翌日を更新日として、当該日から5年間の期間ごとに繰り返す。
- 2 認定者は、資格更新のため、資格有効期間内に、別表に定めるポイントを累計で30ポイント以上取得しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、認定者が、資格有効期間内に30ポイント以上取得した場合、別途定める更新手続きを行うものとする。

### （資格の失効）

- 第3条 資格有効期間内の取得したポイントが累計で30ポイントに満たなかった認定者は、認定者の資格を失う。

### （資格の失効に対する救済措置）

- 第4条 認定者が、資格の失効後1年以内に公正取引協議会にやむを得ない理由を付して申し出た場合であって、公正取引協議会が、当該理由を真にやむを得ないものと認めた場合は、当該認定者についての救済措置を講じる。
- 2 やむを得ない理由等については、細則で定める。

### （ポイント取得の特例）

- 第5条 公正取引協議会常任運営委員会及び専門委員会の正副委員長並びに規約周知

活動に当たり、特段の功績があったと公正取引協議会が認めた者は、30ポイントを取得したものとする。

2 公正取引協議会支部運営委員長を2年以上務めた者は、10ポイントを取得したものとす。

3 公正取引協議会専門委員会委員を任期2年以上務めた者は、10ポイントを取得したものとす。ただし、委員会の出席状況が良好でない者は、この限りでない。

(資格有効期間における取得したポイント等の連絡)

第6条 公正取引協議会は、認定者に対し、会員事業者を通じて、認定者の資格が失効する1年前に、資格有効期間における取得したポイント等を連絡する。

(資格更新促進のための周知)

第7条 公正取引協議会は、公正取引協議会ホームページへの情報掲載、規約説明会及び規約インストラクター養成研修応募時における周知等により、認定者の資格更新を促す。

(認定者の異動に伴う資格の取扱い)

第8条 認定者が、会員事業者間を異動等した場合、認定者の資格及び取得したポイントは継続する。

2 認定者が、会員外事業者へ異動した場合、認定者の資格は失効する。

(会員事業者の公正取引協議会からの退会に伴う資格の取扱い)

第9条 会員事業者が、公正取引協議会から退会した場合、当該事業者に所属する認定者の資格は失効する。

(細則)

第10条 認定者の資格更新に必要な細則は、別途定める。

附則

この規則は平成26年4月1日から実施する。

以上

別表

《修得事項ごとに定めたポイント表》

修 得 事 項	ポイント
1 規約説明会受講	10
2 公正取引協議会主催の講師派遣による地方都市でのミニ規約説明会受講	10
3 規約インストラクター既認定者研修会受講	10
4 更新試験合格	30
5 学会での規約周知活動	10
6 規約説明会・インストラクター養成研修等の講師	20
7 支部主催の規約説明会・規約勉強会受講	10
8 支部主催の規約説明会・規約勉強会の講師	20
9 公正取引協議会が要請した講演会の講師	20

備考

修得事項については、今後の実施状況等を勘案し、追加等の検討を行う。

## 規約インストラクター認定者に係る資格更新制度について

### 1 制度の目的

本制度は、規約インストラクター認定者（以下「認定者」という。）が公正競争規約及び同規約に基づく運用基準等（以下「規約等」という。）に関する最新の知識及び情報を主体的に身に付けることにより、事業者内における規約等の周知徹底に努める役割を積極的に果たすようにするとともに、コンプライアンスの一層の推進に資することを目的とする。

### 2 制度の概要（詳細は、「規約インストラクター資格更新規則」参照のこと。）

認定者は、認定者として認定された日以降、当該日が属する年度の末日（3月31日）までの期間及び認定された日以降の最初に到来する年度の初日（4月1日）から5年間の期間（以下「資格有効期間」という。）において、認定者としての資格を有するものとするが、当該認定者は、当該資格有効期間内において、規約説明会等を受講すること、規約インストラクター既認定者研修会を受講すること等の規約等に係る最新の知識修得に関して修得事項ごとに別途定められたポイントを、規約説明会を受講などすることで取得することとし、これら取得された累計のポイントが、資格更新に必要なあらかじめ定められた一定のポイント数以上となった場合に、当該認定者は、当該資格有効期間に引き続く5年間の期間において、認定者としての資格を有するものとする。  
資格更新に必要なポイントは、30ポイントとする。

### 3 実施時期

平成26年4月1日以降実施する。

### 4 修得事項ごとの取得ポイント等

規約等に係る最新の知識修得に関して修得事項ごとに定められるポイントの詳細は、下表のとおりである。

<規約等に係る最新の知識修得に関して修得事項ごとに定められるポイント>は、「規約説明会を受講した場合には10ポイント」、また、「規約説明会等で講師を務めた場合には20ポイント」となる。したがって、認定者が、資格有効期間内において、例えば、合計3回、規約説明会等の説明会・研修会を受講し、規約等に係る知識を修得した場合（累計ポイントが30ポイント）には、認定者としての資格が更新され、当該認定者は資格有効期間に引き続く5年間の期間において認定者としての資格を有することになる。

《修得事項ごとに定めたポイント表》

修 得 事 項	ポイント
1 規約説明会受講	10
2 公正取引協議会主催の講師派遣による地方都市でのミニ規約説明会受講	10
3 規約インストラクター既認定者研修会受講	10
4 更新試験合格	30
5 学会での規約周知活動	10
6 規約説明会・インストラクター養成研修等の講師	20
7 支部主催の規約説明会・規約勉強会受講	10
8 支部主催の規約説明会・規約勉強会の講師	20
9 公正取引協議会が要請した講演会の講師	20

## 5 認定資格の失効及び救済措置等

2及び4で述べたとおり、資格有効期間において、30ポイント以上を取得すれば、認定者としての資格が更新されるが、30ポイントに満たない場合には、その資格は失効する。ただし、失効後、1年以内に当協議会事務局に理由を付して申し出た場合には、失効した理由が真にやむを得ない理由・事情（例えば、資格有効期間において海外に勤務していたなど）であると協議会が認めたときは、この限りではない。

## 6 認定カードの発行等

資格更新制度の実施に伴い、認定者には、これまでの「認定書」に代えて「認定カード」を発行することとする。同制度の実施のためには、認定者の管理等、認定者に係る情報（氏名等の個人情報のほか、規約説明会等への参加・出席履歴等）などを確実に把握・管理することが必要であり、このために認定カードを発行する。

認定カードには、氏名、認定番号、認定日、更新日、資格有効期間等の情報を記載する。

## 7 認定者の個人情報の取扱い

当協議会は、個人情報の収集に当たり、利用目的を通知し同意を得た上で、必要な範囲の情報を収集し、その範囲内で利用し、利用を終えた場合、速やかに破棄する。

また、利用目的は、ポイントの管理及びそれに基づく認定・更新管理とする。

以上